

独立支援プログラム 研修規約契約書

研修生_____ (以下、甲という)と、株式会社野菜くらぶ(以下、乙という)は、次のとおり研修規約契約書を締結した。

1. 目的

■お客様によりよい農産物の安定生産・安定出荷するため、乙は農業への新規参入希望者甲へ、技術支援・販売支援・資金支援・人的支援を行い、乙の経営理念を理解する生産者を増やして、継続した農業を実践する。

2. 研修期間

■甲は乙の指定した農家で農業研修を受ける。

■甲は研修受け入れ 1 ヶ月は試用期間とし、以後は乙の研修続行承諾の上、本研修に入る。ただし、その時点で不適と判断した時は研修を中止する。

■甲は研修中の身分は乙の研修社員として、社会保険に加入する。

*研修社員は、当社就労規則の適用外とする。尚、農業に従事する者は労働基準法が適用除外されている。

3. 研修の費用

■研修中の宿泊費、食費は甲が負担する。

■研修期間中の手当ては、月額 120,000 円とし、各種社会保険料、税金を控除した金額を乙が支給する。

4. 預かり金

■甲は乙に研修試用期間終了時に預かり金 300,000 円を支払う。この預り金は、研修中に発生する費用のために使われ、途中で研修をやめる場合はいかなる理由でも返却しない。ただし、研修修了時には、法人設立資金に研修生側の出資金として、個人で独立する場合はお祝金として戻すこととする。

5. 研修中の保険・事故・怪我・病気・死亡

■乙は甲の研修中は労災保険、雇用保険に加入する。

■乙は甲に車・トラクターなどの機械を運転させる場合は、乙、もしくは乙の関係する生産者の車両に限り、自賠責保険、任意保険に加入しているものを使用することとする。

■甲の作業中の自動車事故などについては、これら保険の範囲内での保障とし、それ以上は甲の責任とする。

■甲の作業中の自動車・機械などの不慮の破損については、その持ち主が負担する。甲の過失による場合は、本人負担もありうる。

■研修中の怪我・病気・死亡については、保険の範囲内とする。乙はそれ以上の責任を負わない。

6. 守秘義務

■甲は研修中に知りえた業務内容を他へもらしてはならない。

7. 解約

- 甲が研修期間中に経営理念に逸脱した行為や、不法行為があった場合、研修続行不可能となった場合、乙はこの規約を解約できる。

8. 独立時の業務規約

- 甲が研修を終了し独立するときに、甲は乙と「業務契約」をとり交わす。

9. 本契約の有効期間

- 本契約の有効期間は、甲が独立して「業務契約」を交わすまでとする。

10. 付則

- この契約書は、本書 2 通を作成、甲、乙の二者で 1 部ずつ保管する。
- ここに記載されていない問題が起きた場合でも、甲、乙は善意を持って問題解決にあたる。

平成 年 月 日

甲

印

乙 群馬県利根郡昭和村赤城原 8 4 4 - 1 5
株式会社野菜くらぶ
代表取締役社長 澤浦 彰治

印